

重要事項説明書

記載内容

本書面は、お客さまが東部ガス株式会社(以下「当社」)に電気需給契約[低圧]をお申し込みいただくにあたり、当社が電気を小売りする時の需給条件等の主な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。

当社は、東京ガス株式会社(小売電気事業者登録番号 A0064)との取次委託契約により、東京ガスが供給する電気を販売し、本契約のお手続きおよびご説明は、当社が行います。

ご契約内容の確認

- ・ 本契約は、当社指定のウェブサイトによりお客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾した場合に成立し、解約されるまで継続します。
- ・ ご契約いただく内容(電気料金メニューや契約アンペア等)(契約電流[A]、契約容量[kVA]、契約電力[kW])は、お申し込み完了時に送信するメールをご確認ください。契約容量等(契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW))は以下のように決定いたします。ただし、以下の方法によることができない場合は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまからお申し出いただく契約容量等の値または需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値等を踏まえて当社が決定いたします。また上記の確認が取れなかった場合は、当社が別途定める方法により決定いたします。

＜他社からの電気の契約の切替の場合＞

原則として、現在ご契約中の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量等の値とします。

＜お引越し(転入)の場合＞

原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。

＜当社の他の契約種別の電気需給契約からの切替の場合＞

原則として、他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量等の値を引き継ぐものとします。

- ・ 東部ガスでんき基本プランには「ガス・電気セット割(定率)」を適用いたします。東部ガスでんき3には「ガス・電気セット割(定額)」を適用いたします。
東部ガスでんき基本プラン... 原則として、需給開始日(料金適用開始の日)から、電気需給約款 31 および 32 に定める解約日または終了日までとします。
東部ガスでんき 3... 原則として需給開始日(料金適用開始の日)から、需給開始日(料金適用開始の日)以降に到来する4月の電気の計量日の前日(満了日)までと

なります。

満了に先立ち変更のお申し出がない場合、満了日の翌日からその後到来する4月の電気の計量日の前日まで継続され、以降これになります。

需給開始予定日

- ・ 需給開始日は、需給開始後に改めて書面にてお客さまにお知らせいたします。
なお、当社および他の小売電気事業者に申し込みをせずに既に電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とします。
※ お申し込み時のお客さま情報に誤りがある場合やお申し込みの内容や状況により、所定の手続き終了までに時間を要することがあります。その場合は、以下の通りに需給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認がとれない場合には、需給を開始できないことがあります。

(参考)需給開始日は、原則として以下の通り決定します。

スマートメーター未設置の場合 : お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に5暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日

スマートメーター設置済みの場合 : お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に5暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日

お引越し(転入)の場合 : 原則としてお客さまが希望した日

供給電圧および周波数

- ・ 当社は、一般送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。(供給電圧 100V/200V/100V および 200V)
- ・ 周波数は 50Hz とします。

電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法など

- ・ 当社は、一般送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。電気料金の計算方法は「電気料金メニュー定義書」をご確認ください。
- ・ 当社は、電気の需給開始日から最初の計量日の前日までの日数、または解約前の計量日から解約日の前日までの日数が30日を下回るときは、基本料金を日割計算して電気料金を請求します。

電気料金のお支払方法

- ・ ガスと電気を合算してお支払いいただくお客さま: 電気料金は、電気の計量日以降一定期間を経て到来するガスの検針日にお知らせするガス料金と合算して請求しますので、ガス料金と同じ方法でお支払いいただきます。
- ・ ガスと電気を別々にお支払いいただくお客さま、電気のみご契約のお客さま: 電気計量日以降に「口座振替」または「クレジット払い」あるいは、当社からお送りする「払込票」にて毎月お支払いいただきます。
- ・ 詳しくは「東部ガスでんき[低圧]のご契約にあたり」の「電気料金のお支払いについて」をご確認ください。

お客さまからのお申し出による契約の変更および解約

- ・ 下記の【契約のお申し込み、お問い合わせ、ご相談】までご連絡ください。
ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合は、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。なお、切り替え先の契約内容によっては、当社へのご連絡が必要な場合がございます。
- ・ やむを得ない場合を除き、電気料金メニューまたは契約電流等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、電気料金メニューまたは契約電流等を変更することはできません。

その他需給に関わる費用

- ・ 需給開始等にともない工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り、算定した費用を、当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法につきましては別途当社からご案内します。
その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など、一般送配電事業者から東京ガス株式会社に請求され、東京ガス株式会社から当社に請求される費用についても同様に、お客さまへ請求いたします。

電気の需給に関するお客さまのご協力のお願い

- ・ 電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それにともない、当社もしくは一般送配電事業者からお客さまに以下の事項へのご協力をお願いすることがあります。

- ①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電(お客さまの電気の使用の中止または制限)
- ③お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- ④お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ⑤電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工事工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

当社からの契約の変更および解約

- ・ 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の定型約款の変更の規定にしたがい、お客さまの了承を得ることなく、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書(以下「電気需給約款等」といいます。)を変更する場合があります。その場合には、電気需給約款等を変更する旨および変更後の電気需給約款等の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、当社ホームページ上での開示またはその他当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。
- ・ お客さまと当社とのこれまでの契約状況(お支払い状況含む)により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ・ その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給契約に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し、電気を使用されていないことが明らかな場合等には、当社は本契約を終了することがあります。

オプションサービスの提供

- ・ 当社は、お客さまに対し、当社または当社が委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスを利用される場合には、別途定める規約に従っていただきます。オプションサービスの内容(適用条件・適用

期間等)については、その変更や中止など含めて当社ホームページ等でお知らせします。

その他

- ・ 現在ご契約中の小売電気事業者から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、解約にともなう不利益事項が発生する場合があります。現在の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- ・ 現在の小売電気事業者との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けていて、引き続き適用を希望される方については、下記の【契約のお申し込み、お問い合わせ、ご相談】までお問い合わせください。
- ・ お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。
- ・ 本書面記載事項の詳細については、「電気需給約款」「電気料金メニュー定義書」および「付帯メニュー定義書」をご確認ください。

【契約のお申し込み、お問い合わせ、ご相談】

- ・ **東部ガス株式会社茨城支社**
〒310-0015
茨城県水戸市宮町2丁目8番14号
電話番号 029-231-2241 FAX 029-231-4710
- ・ **東部ガス株式会社茨城南支社**
〒300-0035
茨城県土浦市有明町2番49号
電話番号 029-821-1107 FAX 029-822-8595
- ・ **東部ガス株式会社茨城南支社 守谷事業所**
〒302-0115
茨城県守谷市中央1丁目8番4号
電話番号 0297-48-1354 FAX 0297-45-2157

各支所の営業時間

平日 午前9時00分～午後4時30分

夜間、土日祝祭日のお問い合わせは、翌営業日以降のご対応となる場合がございます。予めご了承ください。